

令和5年度「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」

教育委員会名	
教育委員会名（ふりがな）	
都道府県	
団体コード	
都道府県教育委員会の場合	
政令指定都市教育委員会の場合	
市区町村の教育委員会の場合	
働き方改革・業務改善担当部署	
働き方改革・業務改善担当者の役職	
働き方改革・業務改善担当者の氏名	
働き方改革・業務改善担当者の氏名（ふりがな）	
電話番号	
所属代表E-mailアドレス	
担当者E-mailアドレス	

1. 教職員の勤務実態の把握 (※) 全ての学校種について同様の質問あり

【問1-①】

< 服務監督権者の教育委員会 >

【問1-①-1 (ア)】

域内の学校 (※) 数を半角数字で入力してください。域内に小学校が無い場合は0を入力してください。

回答欄↓

【問1-①-2 (ア)】 (域内の学校数が1以上の場合のみ回答)

域内の学校のうち、すべての学校でICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間(注)を把握していますか？(ここで「客観把握」とは、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握していることを言い、校長等の現認による把握や、本人からの自己申告のみによる把握等は含まない。)

※「問1-①-2を回答するための注意事項、参考情報」シートを参照して回答してください。

次の中から該当するものを選んでください。

- ①すべての学校で把握している
- ②一部の学校で把握している
- ③すべての学校で把握していない
- ④各学校に確認しないと回答できない

回答欄

(注)「在校等時間」：「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(以下「指針」)に定める「在校等時間」(教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間) (※)

※ 在校等時間について(「指針」抜粋)

教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、サービス監督教育委員会が管理すべき対象とする。具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間としてサービス監督教育委員会が外形的に把握する時間

ロ 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク(情報通信技術を利用して行う事業場外勤務)等の時間

ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

ニ 休憩時間

(参考1)「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」(令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会)を踏まえた取組の徹底等について(通知)(9月8日)より抜粋

(3) 学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり

① 勤務時間の正確な把握は、働き方改革を進めていく上での出発点であり、依然としてICTの活用やタイムカードなどによる客観的な在校等時間の把握が未実施のサービス監督教育委員会においては、直ちに対応を図ること。

また、都道府県・市町村・学校において異なるシステム等が運用されている中、公平な「見える化」の実現に向け、改めて指針や同指針に係るQ&A等を確認の上、在校等時間の客観的計測を確実にできるように、環境整備を図ること。その際、特に同指針において、「校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測すること」とされていることや、指針に係るQ&Aにおいて、土日や祝日などに校務として行う業務の時間も「在校等時間」に含まれるとされていることを踏まえ、現時点で校外や土日・祝日において職務に従事している時間を客観的に計測できていない場合は、Q&A【「在校等時間」の把握等について】問7～14等を参照の上、直ちに対応を図ること。

なお、緊急提言において「公平な「見える化」に向けた基盤づくりとして、国において、在校等時間の把握方法等を改めて周知・徹底するとともに、その実現に向け各教育委員会等の状況を丁寧に確認する必要がある」とされたことを受け、例年実施している「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」において状況をフォローアップ予定であることから、その点も踏まえ、速やか(参考2)働き方改革推進法による改正(平成31年4月1日施行)後の労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による労働時間の状況の把握が事業者の義務とされたことを踏まえ、指針において、在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測することとしている。

【問1-①-2(ア)(付問)】(上記で②を選択した場合のみ回答)

域内の学校のうち、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で在校等時間を把握している学校数を具体的に半角数字で入力してください。

回答欄

【問1-②(ア)】(問1-①-2(ア)において、「①すべての学校で把握している」または「②一部の学校で把握している」を選択した場合のみ回答)

域内の学校における在校等時間の把握の方法について、把握状況を選んでください。

①校外において校務として行う業務の時間も客観的に把握している

②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も客観的に把握している

※「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等を踏まえた「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について(通知)(令和4年1月28日付け3文科初第1889号初等中等教育局長通知)」の補足事項について(通知)」においては、在校等時間の客観的把握が未実施の教育委員会は、遅くとも令和5年度中に開始できるよう、可及的速やかな対応を求めてきたところです。

(参考3) 本調査における校外や土日・祝日の時間把握にかかる考え方

○本調査において、校外、土日や祝日における「校務として行う業務の時間」とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間（指針で示す「校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間」を含む）を指す。

○教師が学校外の校務として行う業務に直行又は直帰する場合であっても、可能な限り客観的な方法により把握することが求められる。校外学習や修学旅行等に関する引率業務については、通常は出張として必要な処理が行われ、また、その実施に当たって行程表等を事前に管理職が了解していると考えられるので、行程表や事後の出張復命書等をもって外形的に把握が可能であると考えられる。

○部活動に係る引率業務についても、勤務時間内の場合は、通常は出張として必要な処理が行われていると考えられることから、出張復命書や行程表等をもって計測が可能であり、所定の勤務時間外の場合は、特殊勤務手当（部活動手当）の申請書や活動記録等をもって外形的に把握が可能と考えられる。

○これ以外の場合についても、児童生徒等の校外の活動である以上、基本的に上記に準じて対応いただくことが適切と考えられる。

【問1-③(ア)】(問1-①-2(ア)において、「②一部の学校で把握している」、「③すべての学校で把握していない」、「④各学校に確認しないと回答できない」のいずれかを選択した場合のみ回答)

域内の全ての学校について、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で、現在把握できていない部分も含め、在校等時間の把握を開始する予定について、次の中から該当するものを選んでください。

- ①令和5年以内に準備の上、今年度中に開始する
- ②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する
- ③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する
- ④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する

④を回答した場合、具体的にいつから始めるかをご記入ください。

回答欄

回答欄

【問1-④(ア-1)】(問1-②(ア)①「校外において校務として行う時間も把握している」において「一部の学校で把握」または「できていない、わからない」を選択した場合のみ回答)

域内の全ての学校において、「校外において校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について、次の中から該当するものを選んでください。

- ①令和5年以内に準備の上、今年度中に開始する
- ②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する
- ③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する
- ④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する

④を回答した場合、具体的にいつから始めるかをご記入ください。

回答欄

回答欄

【問1-④（ア-2）】（問1-②（ア）②土日や祝日などに校務として行う業務の時間も把握しているにおいて「一部の学校で把握」または「できていない、わからない」を選択した場合のみ回答）

回答欄

域内の全ての学校において、「土日や祝日などに校務として行う業務の時間」の把握を開始する予定について、次の中から該当するものを選んでください。

- ①令和5年以内に準備の上、今年度中に開始する
- ②令和5年度中に準備の上、令和6年度中に開始する
- ③令和6年度中に準備の上、令和7年度中に開始する
- ④令和6、7年度中に準備の上、令和8年度以降から開始する

④を回答した場合、具体的にいつから始めるかをご記入ください。

回答欄

【問1-⑤】

在校等時間の公表について、次の中から該当するものを選んでください。

- ① 把握している学校について、全体の状況を取りまとめて公表している  
HP等にて公表している場合は、URLまたはその公表方法を記入ください

(URL : \_\_\_\_\_ )

- ② 把握している学校ごとに公表している  
HP等にて公表している場合は、URLまたはその公表方法を記入ください

(URL : \_\_\_\_\_ )

- ③ 公表していない

回答欄

2. 具体の取組状況（3分類14項目）

【問2-①】次に掲げる取組状況について、

- 【a:既に実施した又は実施中】、【b:実施に向けて検討中】、
  - 【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】、【d:学校種の性質上、検討する余地がない】
- のいずれかを選択してください。  
(昨年度の回答はこちら↓)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/uneishien/detail/1408258\\_00011.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1408258_00011.htm)

※ ●：R4調査項目と同趣旨の質問

		回答欄
①●	登下校時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している	
②●	放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している	
③●	学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理は、公会計化または教師が関与しない方法（地方公共団体や教育委員会による徴収・管理を含む）で徴収・管理等を行っている	
④●	地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7）等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している	

⑤●	学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう各学校に促している	
⑥●	児童生徒の休み時間における対応は、地域人材等の協力を得ている	
⑦●	校内清掃は、地域人材の協力を得ることや民間委託等をしている	
⑧●	部活動について、部活動指導員をはじめとした外部の人材の参画を図っている	
⑨●	給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得ている	
⑩●	授業準備について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	
⑪●	学習評価や成績処理の補助的業務について、教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている	
⑫●	学校行事の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促している	
⑬●	進路指導のうち、就職先の情報収集等について、事務職員や支援スタッフ等の参画・協力を進めている	
⑭●	支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている	

【問2-②】次に掲げる取組状況について、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」の別添「3分類に基づく14の取組の実効性を確保するための各主体による『対応策の例』」を踏まえて、【a:既に実施した又は実施中】、【b:実施に向けて検討中】、【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】、【d:学校種の性質上、検討する余地がない】のいずれかを選択してください。

（教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）はこちら↓）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/099/mext\\_01551.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/099/mext_01551.html)

①年間授業時数	令和5年度当初において、標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）いる教育課程を編成していた学校は、令和6年度以降の教育課程編成において、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画とするなど、改善が適切に行われるような指導・助言	
②学校行事	学校行事について、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図ることなど、学校行事の精選・重点化、または準備の簡素化、省力化を図るような指導・助言	
③調査の本数	教育委員会から学校宛ての調査や通知・事務連絡について、発出している数の把握	

【問2-③】次に掲げる取組状況について、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」の別添「3分類に基づく14の取組の実効性を確保するための各主体による『対応策の例』」を踏まえて、新たな取組に着手、または、令和6年度に向けた計画的な準備に取り組む予定がある項目の中で、特に優先的に取り組むものを2つ選択してください。（[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/099/mext\\_01551.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/099/mext_01551.html)）

①	登下校に関する対応	
②	放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	
③	学校徴収金の徴収・管理	
④	地域ボランティアとの連絡調整	
⑤	調査・統計等への回答等	
⑥	児童生徒の休み時間における対応	
⑦	校内清掃	
⑧	部活動	
⑨	給食時の対応	
⑩	授業準備	
⑪	学習評価や成績処理	
⑫	学校行事の準備運営	
⑬	進路指導	
⑭	支援が必要な児童生徒・家庭への対応	

